

医学教育研究助成（令和3年度）要項

1. 目的

医学教育（卒直後の臨床研修を含む。）の調査並びに研究を助成することにより、所属大学の医学教育改善に寄与し、もってわが国の医学教育の充実発展に貢献することを目的とする。

2. 対象者及び研究の種類

対象者は、医科大学（医学部医学科）に所属する教員とする。研究の種類は「一般研究」又は「グループ研究」とする。

（注1）一般研究は、個人で行う研究又は研究参加者の大部分が研究代表者と同一の大学に所属している教員で共同して行う研究をいう。

（注2）グループ研究は、異なる大学に所属する教員が同一の研究課題について共同して行う研究をいう。選出された研究代表者が「8」に従って手続きを行うこと。

（注3）教育に関係しない医学研究あるいは教育素材の製作（例えばVTR/DVDの製作等）が主となる研究は対象としない。

3. 研究課題

上記「1」の目的に沿った教育的、社会的要請の強いテーマのものとし、その研究課題名は自由とする。

4. 研究期間

原則として1年以内（翌年3月31日まで）に終了するものとする。ただし、年度をまたがり研究の継続を希望する者には、2年を限度として認めることがある。この場合には、初年度の申込みの際にその理由と研究計画を明記すること。

5. 医学教育研究助成金の額

一般研究は50万円以内、グループ研究は100万円以内の医学教育研究助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

6. 助成金の対象となる経費

助成金は、図書費・消耗品費・旅費・謝金・その他研究に要する雑費とする。

7. 研究成果の報告並びに発表

- （1）助成金の交付を受けた者は、令和4年4月30日までに研究成果の概要報告書（様式2-1）並びに助成金決算書（様式2-2）を提出すること（公益財団法人 医学教育振興財団（以下「財団」という。）のウェブサイトよりダウンロードして使用する。）。概要報告書、助成金決算書共に Word ファイルでのみ受け付ける。概要報告書はウェブサイトへ掲載する。なお、2年間の研究期間を認められた研究については、令和5年4月30日までに提出すること。
- （2）研究成果の報告書は A4 用紙4枚から6枚程度（フォントサイズ 10.5 ポイント）にまとめ、Word ファイルにて令和4年5月31日までに提出すること。2年間の研究期間を認められた研究については、令和5年5月31日までの提出とする。また、財団が実施する報告会において発表すること。
- （3）他の機関において本調査並びに研究の成果を発表する場合には、財団の助成金を受けた旨を明記すること。

8. 交付申込み手続き

- （1）助成金交付申込書（様式1）は財団ウェブサイトよりダウンロードして、所定の事項を記入し、所属長*の推薦状（様式随意）1通を添付のうえ、令和2年12月4日までに必着するよう郵送のこと。ただし、申込者が医学部長又は病院長の場合は、所属長*の推薦状は不要とする。
- （2）研究代表者と異なる大学に所属する教員を研究分担者としている場合は、（1）のほかに研究分担者及び所属長*の承諾書を添付すること。承諾書は財団ウェブサイトよりダウンロードして使用すること。
- （3）他の機関から本研究に関連して助成を受けている場合は、その旨を付記すること。

* 所属長については、単科大学にあっては学長、医学部にあっては医学部長、病院にあっては病院長とする。

9. 助成金交付の決定

助成金交付の決定は、審査委員会の審査を経て理事長が行い、3月下旬、書面により本人に通知する。

10. 郵送先／問い合わせ先

公益財団法人 医学教育振興財団
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-9-15 御茶ノ水 HY ビル(茶州ビル) 7階
問い合わせフォーム：<http://www.jmef.or.jp/inquiry.html>
電話：03-3815-3895
ファックス：03-3815-3896

医学教育研究助成金に係る留意事項

1. 医学教育研究助成金（以下「助成金」という。）による研究の実施期間は、原則として当該年度の4月1日から翌年3月末日までとする。
2. 助成金は研究計画を実施するための経費であり、有効適切に使用すること。なお、助成金を他の用途に使用又は不正に使用した場合は、全額を返還させることがある。
3. 研究目的が完了したとき（研究期間の終了時）に使用残額が生じた場合は、返還すること。また、研究の中止又は研究を中断し研究の継続をしない場合も、同様とする。
4. 助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理したうえで助成期間終了後5年間保管しておくこと。決算書に添付して提出する必要はない。
5. 助成金交付の対象となった研究内容は、原則として変更できない。やむを得ず変更する場合には、予め文書により財団に協議すること。
6. 研究分担者に変更が生じた場合には、その旨を直ちに届け出ること。
7. 研究代表者と異なる大学に所属する者を研究分担者としている場合は、必ず研究分担者承諾書を提出すること。